

県有建築物の耐震改修プログラム（概要）

■ 県有建築物の耐震化の状況

○県有建築物（耐震改修プログラム策定時点（H20.3）） 3, 368棟（798施設）

○耐震対策の対象建築物 1, 892棟

※県有建築物のうち、軽微な建築物（車庫、倉庫、屋外便所等）や、育成用、飼育用などの温室、畜舎及び単独の公衆便所、休憩所を除く

※以下の地方独立行政法人及び一部事務組合を含む

- ・ 県立2病院（総合医療センター、西和医療センター）及び総合リハビリテーションセンター（平成26年4月1日独法化）
- ・ 県立大学（平成27年4月1日独法化）
- ・ 五條病院（平成28年4月1日一部事務組合化）

○耐震対策の必要な建築物 121棟

耐震改修が必要なもの 121棟

耐震診断未実施のもの 0棟

耐震診断実施率（R2.3.31現在） 100%

耐震化率（R2.3.31現在） 93%

■ 耐震化促進指針

○耐震対策の必要な建築物を防災上の用途に分類。（資料2参照）

- ①災害応急対策活動に必要な施設
- ②避難所として位置づけられている施設
- ③人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設
- ④その他一般施設

○耐震改修の実施

診断等の結果及び県資産の有効活用を踏まえて、改修の実施を進める。

耐震化率 95%以上 R2年度目標